

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	10
許認可等の種類	病院等専属薬剤師配置免除の許可			
根拠法令条例等・条項	医療法第18条ただし書			
許認可等の概要	病院等専属薬剤師配置免除の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第18条 病院又は診療所にあつては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>医療法施行規則第7条 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者が、法第18条但書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該病院又は診療所の診療科名 二 病院であるときは、病床数 三 専属の薬剤師を置かない理由</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			